

所沢市告示第640号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、所沢都市計画下水道(所沢公共下水道)を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり公告し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和6年12月13日

所沢市長 小野塚 勝彦

1. 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画下水道(所沢公共下水道)

2. 都市計画を変更する土地の区域

岩岡町,大字亀ヶ谷,北中二丁目,北中四丁目,北野三丁目,北野新町二丁目,糶谷,大字坂之下,大字下富,大字城,東狭山ヶ丘五丁目,堀之内,三ヶ島一丁目,三ヶ島二丁目,大字南永井,若狭二丁目の各一部

3. 都市計画の縦覧場所

所沢市上下水道局庁舎3階 下水道整備課

所沢市告示第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により所沢都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月13日

所沢市長 小野塚 勝 偉

- 1 都市計画の種類及び名称
別表のとおり
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - イ 追加する土地の区域
別表のとおり
 - ロ 削除する土地の区域
別表のとおり

3 都市計画の縦覧場所

所沢市役所 高層棟5階 街づくり計画部 都市計画課

市道に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域変更及び供用開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 13 日

所沢市長 小野塚 勝 偉

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類：市道

整理番号	路線名 (市道)	区 間	幅員(m)		延長(m)		供用 開始日
			上段：変更前 下段：変更後	上段：変更前 下段：変更後	上段：変更前 下段：変更後	上段：変更前 下段：変更後	
1	1- 466 号線	大字北秋津字上ノ台 800番 8地先から 大字北秋津字北ノ台 928番 地先まで	3.4~4.2 4.2	61.80 61.80			告示日
2	1- 574 号線	東住吉 572番 5地先から 東住吉 576番 7地先まで	2.7 5.0	79.00 79.00			告示日
3	3- 421 号線	大字北岩岡字入間道 331番 1地先から 大字北岩岡字中道 380番 1地先まで	3.6~6.0 3.6 / 6.0	263.00 263.00			告示日
4	4- 121 号線	小手指元町一丁目 24番 7地先から 小手指元町一丁目 23番 1地先まで	1.8 1.8~4.2	79.60 79.60			告示日
5	5- 505 号線	大字山口字清水 1157番 18地先から 大字山口字清水 1157番 1地先まで	2.7 4.2	35.50 35.50			告示日
6	5- 1108 号線	大字山口字膳棚 920番 1地先から 大字山口字膳棚 918番 1地先まで	3.6 4.7~5.0	66.30 66.30			告示日